

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年10月27日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：23件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	定期検査（原子炉系計装品の点検）に伴う安全処置として制御回路に取付けていたジャンパ線の端子部が緩み「原子炉圧力高」を示す誤警報と共に、「原子炉保護系（B系）ハーフスクラム」を示す警報の発生が認められたため、対応検討	C	
2	1号機	可燃性ガス濃度制御系（B）出口弁の開閉表示用リミットスイッチに動作不良（全閉時、両点灯）が認められたため、当該リミットスイッチを点検・調整	D	
3	1号機	取水設備トラベリングスクリーン洗浄装置（D）用電源開閉器のハンドル操作禁止措置用ロック機構に動作不良が認められたため、当該ロック機構を点検・修理	D	
4	1号機	気体廃棄物処理系への供給空気流量調整弁用制御信号変換器接続部よりエアリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
5	2号機	直流125V分電盤（2A3）の受電用ケーブル（1本）の保護被覆に損傷が認められたため、当該ケーブルを点検・修理	D	
6	2号機	活性炭ホールドアップ装置建屋の換気空調系電気機械室空調機が自動トリップしたため、当該空調機を点検・修理	D	
7	2号機	循環水系配管用電気防食装置に「電位異常」を示す警報が発生したため、当該装置を点検・調整	D	
8	3号機	タービン建屋2階外気取入ダンパの点検において、動作不良（12台中、9台）が認められたため、当該ダンパを修理	D	
9	3号機	タービン建屋2階の主発電機南側に雨水の滴下（1滴／30秒程度）が認められたため、当該天井部を点検・修理	D	
10	3号機	廃棄物処理建屋2階の機器除染槽南側に雨水の滴下（1滴／分程度）が認められたため、当該天井部を点検・修理	D	
11	3号機	原子炉建屋換気空調系原子炉再循環系電動機・発電機セットエリア局所空調機の点検において、軸受部の振動測定値大が認められたため、当該軸受部を点検・修理	D	
12	3号機	中央操作室換気空調系空調機（A）の運転中、空調機（A、B）出口の連絡ダンパに動作不良（全閉不可）が認められたため、当該ダンパを点検・修理	D	
13	3号機	主タービン油処理系貯油タンク用循環フィルタの入口流量計前弁の弁箱フランジボルト部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	4号機	廃棄物処理建屋廃液サンプルタンク室内の漏水検出器に誤動作が認められたため、当該検出器の内部回路を点検・修理	D	
15	4号機	通水中の廃棄物処理系廃液ろ過器用出入口差圧計に指示値不良が認められたため、当該差圧計及び圧力検出配管を点検・修理	D	
16	5号機	サービス建屋1階南側通路の非常用出入扉（下部）より雨水の浸入が認められたため、当該扉のシール部を点検・修理	D	
17	6号機	原子炉建屋6階南側壁面ブローアウトパネル（急激な建屋内圧力上昇の際、圧力を逃がし、機器の損傷防止を目的とするパネル）のシール部より雨水の浸入（1滴／15秒程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
18	6号機	タービン建屋東側屋外の非放射性液体移送用配管トレンチ内における漏えいの可能性を示す警報の発生が認められたため、当該トレンチ内を点検・清掃	D	
19	6号機	主タービン軸受メタル温度記録計に印字不良（印字かすれ）が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
20	集中環境施設	洗濯廃液系濃縮洗濯廃液タンク（B）の出口に接続されている洗浄用温水配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
21	集中環境施設	洗濯廃液濃縮装置（A）の蒸発缶液相及び気相温度記録計に指示値不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
22	集中環境施設	補機冷却海水ポンプ（C）のグランドシール部用パッキンに締め代不足が認められたため、当該パッキンを交換	D	
23	その他	使用済燃料集合体用チャンネルボックスの解体・減容作業前のスペーサ除去作業において、スペーサ除去装置の押出ピストンに変形が認められたため、当該装置を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで